

# 春の交通安全県民運動にご協力ください

4月6日～4月15日は、「春の交通安全県民運動」期間です。

春季は、通行に不慣れな新入学(園)児の通園・通学という交通行動への参加が始まり、新社会人を迎え活動が活発化する時期です。

また、陽気が良くなり、歩行者、自転車利用の行動範囲が広がることから、交通事故の多発が懸念されます。

交通ルールを守り、正しい交通マナーを実践し事故を未然に防ぎましょう。

## 春の交通安全県民運動の重点

～子どもと高齢者の交通事故防止を運動の基本として～

### 全ての座席のシートベルトと チャイルドシートの正しい着用の徹底

- ・道路交通法の改正により、全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの着用が義務化されます
- ・シートベルトとチャイルドシートの着用の必要性及び着用効果を周知

シートベルトを  
していない人の  
致死率は、して  
いる人のおよ  
そ11倍です！



### 飲酒運転の根絶

- ・飲酒運転を「しない、させない、許さない」
- ・家庭、職場、地域から飲酒運転を出さない運動
- ・飲酒運転をするおそれのある人への「車、酒類提供の禁止」

子どもの事故の多くは、  
自宅から500メートル  
以内で発生！  
自転車乗車中の事故  
と飛び出しによる事故  
が多くなっています。

### 交通ルールの遵守及び交通マナーアップ による交差点・道路横断時の交通事故防止

歩行者は

- ・道路を横断するときは「いつでも・どこでも安全確認」
- ・「見られて安全」夜光反射材の着用

運転者は

- ・交差点では「観る・知らせる・やさしい運転」の実践
- ・「前照灯のこまめな切り替えでハイビームの活用」の実践
- ・子どもや高齢者を見かけたらその行動を確認し、道路横断時は止まって渡してあげる等人にやさしい運転の実践

4月10日は  
「交通事故死ゼロを  
目指す日」です

### 自転車の安全利用の推進

- ・歩道通行時における歩行者優先等自転車ルールの周知(道路交通法改正も含む)
- ・交差点では「しっかり止まってはつきり確認」
- ・二人乗り、無灯火、傘差し、携帯電話等危険運転防止
- ・点検整備等による安全性の確保の推進、自転車保険の加入促進

4月6日(月)、村山市役所敷地内の武道館北側駐車場で開催された「春の交通安全県民運動 村山地区出発式」に当出張所から所長と管理係長、パトロール部隊が参加してきました。



△関係機関が集まりました



△パトロール部隊も参加「交通安全に協力します！」



△村山警察署長による代表者挨拶



△決意表明



△交通安全を祈願して村山農業高等学校の「村農又新連」のみなさんによる徳内囃子



△交通安全パレード。出発！



交通安全にご協力をお願いします



道路に関するご意見・質問、出張所通信の感想など  
 どんどんお寄せ下さい！

国土交通省 山形河川国道事務所 尾花沢国道維持出張所

<http://www.thr.mlit.go.jp/yamagata/>

〒999-4221  
 山形県尾花沢市尾花沢字田町143-1  
 TEL. 0237-23-2521  
 FAX. 0237-23-2523



4月の出張所通信

4-1. 降雪・積雪データを発表します